

～山形県介護支援専門員実務研修を修了した方へ～ 介護支援専門員証を取得する手続き(新規交付申請)について

山形県介護支援専門員実務研修を修了したあと、山形県に介護支援専門員証の交付申請をすると、山形県介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所、実務研修の修了年月日、登録番号、登録年月日が登録され、介護支援専門員証を取得することができます。

1 本書における新規交付申請の対象者

山形県が実施する介護支援専門員実務研修を修了した日から**3か月**を経過していない方

※ 欠格事由（様式第1号の2参照）に該当する方は、登録できません。

2 本書における新規交付申請の申請期間

山形県介護支援専門員実務研修修了日（修了証書記載の年月日）～**3か月以内**

※ **実務研修修了日から3か月を経過すると、登録も証取得もできなくなります！**

※ 登録も証取得もできなくなった場合は、もう一度、実務研修を受講・修了する必要があります（受講料も改めて納入いただく必要があります）。

※ 同じ新規交付申請であっても、実務研修と再研修のどちらを修了したかにより申請期間が異なります。本書では、実務研修を修了した方向けに案内していますので、お間違えの無いようにしてください。

3 本書における新規交付申請の必要提出書類

ア) 様式第1号「介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書」

イ) 様式第1号の2「介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に係る誓約書」

ウ) 山形県収入証紙4,200円

※ ア)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。

エ) 公的証明書のうちいずれか1つ

・運転免許証(コピー)：裏面と裏面の両方のコピーを提出してください。

・パスポート(コピー)

・健康保険証(コピー)：「被保険者等記号・番号」は、塗りつぶす等により削除してください。

・マイナンバーカード(コピー)：表面のコピーのみ提出してください。裏面(マイナンバーの記載がある面)のコピーは提出しないでください。

・住民票の写し：**コピー不可(市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください)**。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

※ 上記以外の公的証明書でも受け付けできますが、マイナンバーの記載がある公的証明書は受け付けできません。マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶす等により削除してください。

オ) 山形県介護支援専門員実務研修修了証書(コピー)

※ 修了証書(原本)は、再発行できません。修了証書(原本)を紛失した方は、ア)の「7 備考」に「修了証書は紛失。修了年度は令和〇年度」のように記載してください。また、このとき、ア)の「4 実務研修修了年月日、修了証書番号」は、空欄で結構です。

カ) 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm)：6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものを提出してください。

※ 裏面に氏名と実務研修修了番号を記入のうえ、ビニール袋等に入れて提出してください。

※ **写真のサイズが大きすぎる、小さすぎるといった場合、写真を提出し直しいただきます。**

◎(見本) ×(顔が大きすぎる、はみ出している、不鮮明)



4 本書における新規交付申請の提出方法

手順1：次の①または②のいずれかの方法により、提出様式をご準備ください。

① [様式第1号 \(PDF\)](#) と [様式第1号の2 \(PDF\)](#) をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。

② [様式第1号 \(ワード\)](#) と [様式第1号の2 \(ワード\)](#) をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

※ 自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。

※ ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「介護支援専門員証交付申請書（様式第1号、1号の2）の送付を希望する。住所、氏名」と記入のうえ、下記提出先まで郵送またはFAXでお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAXの場合は、返信先のFAX番号を必ず記載してください。

手順2：上記3の必要提出書類がすべてそろったら、下記提出先まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員証交付申請書 在中」と記入してください。

※ 原則として、下記提出先窓口への持参提出は受け付けていません。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当

TEL：023-630-3124／FAX：023-630-3321

5 介護支援専門員証の交付

山形県で新規交付申請を受け付けたら、受付から2週間程度で介護支援専門員証を登録住所または指定の住所（下記備考参照）へ郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月末までにつきまちは、受付から30日程度を要することがありますので、ご了承ください。

介護支援専門員証（名刺サイズ、長形3号の封筒に入っています）が届きましたら、次回更新等手続き時まで大切に保管してください。

※ 現に介護支援専門員として勤務する方が介護支援専門員証を紛失すると、再交付申請（有料）が必要になります。

【備考：介護支援専門員証を登録住所以外（勤務先等）に郵送希望の方へ】

介護支援専門員証は、登録住所（住民票上の住所）宛てに郵送します。

登録住所以外の住所（勤務先住所等）に郵送することをご希望の方は、当該住所を上記3アの「7 備考」に「〒990-0000 山形県山形市〇〇1-1-1 居宅介護支援事業所〇〇」のように記入してください。

※ 別途、返信用封筒をご用意いただく必要はありません。

6 留意事項

・介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。

・介護支援専門員証の有効期間は5年です。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)」をご参照ください。

・介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません。

【新規交付申請の記入例】

介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

氏名 **山形 太郎**

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

連絡先電話 自宅（〇〇〇）〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中（〇〇〇）〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、申請します。

- ①介護支援専門員登録 （既に登録されており、交付のみ申請する場合は——線で削除してください。）
- ②介護支援専門員証交付 （交付を申請しない場合は——線で削除してください。）

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄（4,200円）

山形県収入証紙（県証紙）をここに貼り付けてください

フリガナを必ず記入してください

※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

1	フリガナ	ヤマガタ タロウ		
	登録者氏名	山形 太郎		
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日		
3	フリガナ	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ		
	住所 (住民票に記載された住所)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 山形 都道 山形 郡 松波 〇丁目〇番〇号		
4	実務研修 修了年月日	(西暦) 2024 年 3 月 6 日	実務研修 修了証書番号	第〇〇〇〇〇号
5	登録年月日	(西暦) 年 月 日	登録番号	
6	添付書類	①登録	<input checked="" type="checkbox"/> 公的証明書のうちいずれか1つ (運転免許証、健康保険証(写)、住民票の写し(コピー不可)) <input type="checkbox"/> 「公的証明書のうちいずれか1つ」については、①登録用と②交付用とで重複して提出する必要はありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 例) 運転免許証(コピー) 1枚のみの提出でよい <input type="checkbox"/> 登録申請のみの場合: 返信用封筒(封筒に手を貼り、登録通知の送付先を記入したもの)	
		②交付	<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)、ない場合は公的証明書のうちいずれか1つ (運転免許証(表面(写)と裏面(写))、パスポート(写)、健康保険証(写)、住民票の写し(コピー不可、マイナンバーの記載がない6ヶ月以内のもの)等) <input checked="" type="checkbox"/> 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) <input type="checkbox"/> 登録	
7	備考	修了証書は紛失。修了年度は令和5年度。 ※6ヶ月以内の撮影の写し(コピー不可)を提出する場合は、送付先住所を記入してください。		

フリガナを必ず記入してください
※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

実務研修修了証書を参照しながらご記入ください。
※実務研修修了証書を紛失したため修了年月日と修了証書番号がご不明な方は、空欄で結構です。

「公的証明書のうちいずれか1つ」については、①登録用と②交付用とで重複して提出する必要はありません。
例) 運転免許証(コピー) 1枚のみの提出でよい

第1項各号に掲げる欠格事由に係

介護支援専門員証に貼るための写真1枚を必ず提出してください。写真がないと、介護支援専門員証を発行できません。

添付漏れがないか、必ず✓(チェック)のうえ確認してください。

※✓の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。

実務研修修了証書を紛失した方は、その旨記入してください。
※実務研修修了証書(コピー)を提出できる方は、記入不要です。

※ 様式第 1 号で「①介護支援専門員の登録」の場合は、以下の誓約書を必ず記入・提出してください。

既に登録されており、「②介護支援専門員証の交付」のみの場合は、不要です。

※ 各項目について、「該当する・該当しない」のどちらかに○印を記入してください。

介護保険法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる欠格事由に係る誓約書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者ご本人の氏名を記入してください
※勤務する（予定の）事業所名や代表者氏名ではありません。

氏名 **山形 太郎**

私は、介護保険法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる欠格事由に係る事実の有無については下記のとおりであることを誓約します。

記

いずれかに○をつけてください

	項目内容	○印記入欄
1	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者(※)	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
3	介護保険法その他の介護保険法施行令第 35 条の 2 で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
4	登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
5	介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による介護支援専門員としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に自ら登録の消除を申請し、登録を消除されたが、まだ業務禁止期間が経過していない者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
6	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過していない者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない
7	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による聴聞の通知があった日から処分をする日又は処分をしないことに決定する日までの間に自ら登録消除の申請をした者であって、登録を消除された日から起算して 5 年を経過していない者	該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない

※厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。